

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年1月15日(月)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
15番 伊藤喜信 委員	16番 久古浩二 委員
17番 大木寛 委員	18番 渡邊弘仁 委員
19番 熱田幸子 委員	20番 川口京子 委員
21番 太田忠治 委員	22番 菱木信治 委員
23番 大木一夫 委員	25番 椎名勝英 委員
26番 鈴木正夫 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(1名)

24番 石井敏雄 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について	1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	5件
議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	1件
議案第6号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
議案第7号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について	(別冊)
報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
(2) 利用権の中途解約に係る通知について	2件

## その他

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局) 事務局員 3 名  
市産業振興課職員 1 名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から平成30年1月農業委員会定例総会を開会いたします。  
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いします。

議長 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。  
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と  
いたします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、9番今井睦子委員、10番石田利之委員を指  
名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」を議題といたします。なお、本議案には、伊藤栄治委員が関  
係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条  
の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごと  
に審議、採決します。  
最初に番号5番を議題とします。伊藤栄治委員は退席をお願いします。

(伊藤栄治委員退席)

議 長 伊藤栄治委員が退席しましたので、番号5番について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の番号5番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第1号、議案書を基に朗読】

番号5番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

3番 番号5番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号5番の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号5番の採決に入ります。

議案第1号の番号5番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(伊藤栄治委員着席)

議 長 伊藤栄治委員が着席されましたので、引き続き議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。番号5番を除き、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の番号1番と4番及び番号6番から8番までは、利用権設定に関する件、2番と3番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、議案書を基に朗読】

番号1番から4番まで及び番号6番から8番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

6番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

14番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

23番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

1番 番号4番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

12番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

2番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ  
いませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号5番  
を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号5番を除いて採決に入ります。

議案第1号について、番号5番を除き原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、申請地に専用住宅用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

26番 番号1番について、申請地に介護が必要となった父と同居するための専用住宅を建築しようとするものです。農地区分は、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、当初事業計画者は、既存店舗に隣接する申請地に店舗の増築を計画しておりましたが、店舗の増築を断念したため、承継者が新たに貸店舗を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

22番 番号1番について、当初事業計画者は、許可後、既存店舗の近隣に空き店舗となった物件を確保できることとなり、店舗を移転したため、店舗の増築の必要がなくなったそうです。承継後の事業計画は問題ないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求

めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定  
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、貸店舗1棟用地として宅地計319㎡を借り受け計画するものです。なお、本案件には始末書が添付されています。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、資材置場用地として田計608㎡を借り受け計画するものです。なお、本案件には始末書が添付されています。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、駐車場30台用地として田1,031㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、車庫及び資材置場用地として田298㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、専用住宅用地として畑計489㎡と公衆用道路2.61㎡の合計491.61㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

22番 番号1番について、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地に貸店舗1棟用地として計画するものです。農地区分は、第3種農地相当と思われま  
す。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思  
います。

11番 番号2番について、譲受人は土木工事業を営んでおり、申請地を借り受  
け資材置場として利用するものです。申請地は、平成14年頃から譲受人  
の経営する法人の前代表者と譲渡人の父との間で合意の上、現状の土地利  
用がされておりました。今回、農地法による手続きが必要であることを認  
識し、申請に至りました。農地区分については、第1種農地相当と思われ  
ますが、例外事項に該当すると思われま  
す。転用目的に問題なく、周辺農

地への日照、排水等の影響はないと思います。

23番 番号3番について、譲受人は申請地の隣地に本店事務所を構え建設業を営んでおりますが、近年、従業員の増員により駐車場が不足していることから、申請地を30台分の駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

3番 番号4番について、譲受人は建築業を営んでおります。現在、自宅敷地を駐車場及び業務用の資材置場として利用しておりますが、手狭なため自宅に隣接する申請地を車庫及び資材置場用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われ、転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

26番 番号5番について、現在、申請者は実家に子供1人と両親の4人で生活していますが、子供の成長により手狭になったため、実家近くの申請地に子供と生活するための専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われ、転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。



議 長 次に、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。本件につきましては、去る1月11日現地調査会が開催されましたので、その経過報告について、第1班の班長より報告をお願いします。

14番 現地調査第1班を代表して報告申し上げます。本件につきましては、去る1月11日午前9時15分より、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況を確認するため現地調査を実施いたしました。現地を確認した結果、対象農地は、良好に管理されていました。

その後の意見交換では、調査した委員より、一部作付されていない農地がありましたが、適切に管理されており問題ないのでは、との意見が出されましたので報告いたします。

議 長 第1班班長の報告が終わりました。番号1番について質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

議 長 お諮りいたします。議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」採決に入ります。

番号1番について現地調査班の報告のとおり、決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって本件は、報告のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。  
あっせん申出番号1番について、畑9筆、田3筆を売買または賃借した

いとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に7番石毛甲子男委員、8番郡司武幸委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に7番石毛甲子男委員、8番郡司武幸委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第7号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。なお、本議案については去る1月11日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地委員長より報告をお願いいたします。

#### 【農地委員長からの報告】

18番 農地委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る1月11日、午後2時15分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地委員会を開催いたしました。

内容につきましては、平成29年12月7日に匝瑳市から照会のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画は適当と思われま

計画案の詳細につきましては、事務局担当課より説明申し上げます。  
本総会において承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地委員長の報告が終わりました。  
詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第7号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第7号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」採決に入ります。

議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について1件、利用権の中途解約に係る通知について2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について	1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	5件
議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	1件
議案第6号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
議案第7号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について	(別冊)
報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
(2) 利用権の中途解約に係る通知について	2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。  
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成30年1月15日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。